右の者に対する昭和四二年(あ)第一九七二号傷害被告事件について、同人から 別紙のとおり当裁判所入江裁判官を忌避する旨申立があつたが、所論のような事実 は認められないから本件忌避の申立は理由がない。

よつて刑訴法二三条に則り、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

主 文

本件忌避の申立を却下する。

昭和四二年一二月二一日

最高裁判所第一小法廷

誠			田	岩	裁判長裁判官
吾		謹	部	長	裁判官
郎		=	田	松	裁判官
郎	_	健	隅	大	裁判官